

第1回 藤島地域審議会次第

日 時 平成18年2月10日(金) 午後3時～
場 所 藤島庁舎 2階 202、203会議室

1. 開 会

2. 市長あいさつ

3. 委員紹介

4. 会長・副会長の選出

5. 合併後の状況について

6. 説 明

(1) 地域審議会の概要について

(2) 新市建設計画の概要について

7. 協 議

(1) 今後の運営について

(2) その他

8. その他

9. 閉 会

藤島地域審議会委員名簿

所属団体名等	役職名等	氏名	備考
農業		石川 守	
上新田農事組合法人	代表	板垣 吉徳	
旧南庄内合併協議会(農業)	委員	伊藤 忠	
藤島地域町内会	会長	岩浪 順一	
藤島体育協会	会長	太田 傳二	
藤島町老人クラブ連合会	会長	太田 榮市	
庄内たがわ農業協同組合藤島支所生産組合 長会	会長	押井 秀勝	
藤島町商工会	会長	小野木 覚	
農業		上林 淳	
庄内たがわ農業協同組合藤島支所	女性部長	上林 節子	
藤島町商工会	青年部長	工藤 和治	
商店経営		小玉 健	
藤島地区民生児童委員協議会	会長	斎藤 昇	
藤島町商工会	女性部長	斎藤 フミ	
庄内たがわ農業協同組合	専務理事	斎藤 泰宏	
鶴岡市藤島消防団	団長	佐藤 吉紀	
藤島町婦人会	会長	佐藤 礼子	
旧南庄内合併協議会(因幡堰土地改良区理事長)	委員	富樫 達喜	
藤島中学校PTA	会長	成澤 弘明	
藤島芸術文化振興会	副会長	成沢 みやこ	

(五十音順 敬称略)

合併後の状況

合併後の4ヶ月が経過してところですが、藤島地域では特に問題もなくスムーズに行政運営が進められています。

1. 合併後の業務の状況

(1) 税務市民課関係業務

合併により住民票申請、戸籍申請や各種証明書の発行が本所及び各庁舎でできるようになりました。この結果藤島地域の市民が本所で発行を受けた件数は10月68件、11月72件、12月79件と増加傾向にあり3ヶ月合計219件となっております。また他4庁舎すべてで発行を受けており、その件数は3ヶ月で29件となっております。

一方藤島庁舎で発行した本所及び他庁舎分は、10月61件、11月58件、12月92件の合計211件に達し、利便性が市民に浸透してきているものと考えられます。

(2) 健康福祉課関係業務

合併により、市内どこの保育園にも入園することができるようになり、両親の仕事で他地域で働いている場合でも、働いている地域の保育園にも入園できるようになり、保育料も住所地の金額で良いことになりました。

現在藤島地域以外の保育園に6名、逆に藤島のこりす保育園に1名入園しております。

(3) 企画課関係業務

町内会に対して毎週のように配布物のお願いをしてきましたが、月2回の市広報の配布日に合わせて行うことになりました。効率良くなりました。

市全体の広報を見る能够性となり、各地域で行われている行事などを広く知ることができ、各地域のいろいろな催事、活動に参加できるようになり、自己研鑽の機会も増えてきました。

(4) エコタウン課関係業務

エコ有機センターの堆肥について、藤島以外からの注文が相次いでいます。しかしながら、原料の確保が藤島地域限定と狭いので生産量に限度があり、応じることが無理な状況にあります。施設の処理能力をみながらも、原料確保の拡大が可能かどうかの検討が必要となってきます。

地産地消の推進が注目されていますが、藤島以外の給食センターから藤島産農産物の注文がくるなど、販路が拡大されてきています。

(5) 環境課関係業務

犬の登録手続きについては、合併前は役場で行っていましたが、合併後は、本所及び各庁舎はもちろんのこと、鶴岡地区指定獣医師で行うことができるようになりましたので、飼い主が指定獣医師のところで新しく犬の登録をした場合、狂犬病の予防注射も同時にできるようになりました。また動物病院（指定獣医師）の営業時間であれば、土日など休日でも登録が行えるようになりました。

(6) 教育課関係業務

子ども達が他地域の学校について合併前まではあまり知らなかつたのですが、同じ市内となり身近に感じるようになり、交流も進み、視野が広がるなど良い影響が出てきています。

「アートフォーラム」に子ども達の絵や習字が展示されるようになり、子ども達の励みになってきています。

鶴岡市立図書館藤島分館（東田川文化記念館）でも本館の図書の貸し出し等が可能になり、借りた図書の返却もどこの館でも良くなり、利便性が良くなりました。

現在藤島分館から本館の図書を毎月 15 名ほどの方が借りており、本館で借りた図書を分館に返却される方も、同じくらいの人数になっています。

(7) 組織機構

基本的に合併前の各市町村の組織を引き継いだ組織としており、当初の年度計画に沿って業務が行われています。但し、議会・監査事務局が、新市で一元化されましたので、地域庁舎の組織としてはなくなりました。

2. 市民からの問合せの状況

合併直後、住所表示の変更について問合せがありましたが、現在はほとんどありません。

地域審議会について

地域審議会は、旧市町村合併特例法第5条の4の規定に基づき、新鶴岡市が処理する旧市町村の区域に係る事務に関し市長の諮問に応じて審議などを行うために、旧市町村ごとに設置するものであります。

なお、同条では、地域審議会を組織する構成員の定数、任期などについては、合併関係市町村の協議により定めることとされており、新鶴岡市については、次のように協議して定められたところです。

1 所掌事務

- (1) 地域審議会は、合併に係る次の事項について、市長の諮問に応じて審議・答申する。
 - ・新市建設計画の変更に関する事項
 - ・新市建設計画の執行状況に関する事項
 - ・その他市長が必要と認める事項
- (2) 必要と認める事項について、市長に意見を述べることができる。

2 組織

- (1) 平成27年3月31日までの期間、旧市町村の区域を単位として設置いたします。
- (2) 地域審議会は、その区域に住所を有する20人以内の委員で組織され、委員は、
 - (ア) 公共的団体等を代表する者
 - (イ) 学識経験者

の区分のうちから市長が任命し、委員の任期は2年間となっております。

公共的団体等を代表する者については、

- | | | |
|----------------|--------------|--------------|
| (1) 自治組織 | (2) 農林漁業団体 | (3) 商工観光団体 |
| (4) 福祉、医療団体 | (5) 学校教育関係団体 | (6) 社会教育関係団体 |
| (7) 老人、婦人、青年団体 | (8) 防災組織 | (9) NPO法人等 |

など、各地域における地域社会活動、経済、産業活動等の代表等、各界各層の代表者から就任いただき、幅広く地域課題の的確な把握や意見を聞くことができるよう、委員を選定いたしました。

平成17年10月1日から鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡櫛引町、同郡朝日村及び西田川郡温海町を廃し、その区域をもって新たに鶴岡市を設置することに伴い、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第5条の4第1項の規定に基づく地域審議会の設置を、次のとおり（鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡櫛引町、同郡朝日村、西田川郡温海町）と協議して定めた。

鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡櫛引町、同郡朝日村及び西田川郡温海町の廃置分合に伴う地域審議会の設置に関する協議書

平成17年10月1日から鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡櫛引町、同郡朝日村及び西田川郡温海町を廃し、その区域をもって新たに鶴岡市を設置することに伴い、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号。以下「合併特例法」という。）第5条の4第1項の規定に基づく地域審議会の設置について、同条第2項の規定により下記のとおり定めるものとする。

記

（設置）

第1条 合併特例法第5条の4第1項の規定により、次の各号に掲げる区域を対象にして、当該各号に定める地域審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- (1) 合併前の鶴岡市の区域 鶴岡地域審議会
- (2) 合併前の東田川郡藤島町の区域 藤島地域審議会
- (3) 合併前の東田川郡羽黒町の区域 羽黒地域審議会
- (4) 合併前の東田川郡櫛引町の区域 櫛引地域審議会
- (5) 合併前の東田川郡朝日村の区域 朝日地域審議会
- (6) 合併前の西田川郡温海町の区域 温海地域審議会

（設置期間）

第2条 審議会の設置期間は、平成17年10月1日から平成27年3月31日までとする。

(所掌事務)

第3条 審議会は、合併に係る次に掲げる事項について、市長の諮問に応じて審議し、答申するものとする。

- (1) 新市建設計画の変更に関する事項
- (2) 新市建設計画の執行状況に関する事項
- (3) その他市長が必要と認める事項

2 審議会は、必要と認める事項について、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第4条 審議会は、第1条の区域（以下「区域」という。）ごとに委員20人以内で組織する。

2 委員は、区域に住所を有する者で次の各号に掲げるもののうちから、市長が任命する。

- (1) 公共的団体等を代表する者
- (2) 学識経験者

(任期及び失職)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は、妨げないものとする。
3 委員は、区域に住所を有しなくなったときは、その職を失う。

(会長及び副会長)

第6条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
3 会議の議長は、会長が務める。
4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の

決するところによる。

5 会議は、必要に応じ、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

6 会議は、公開とする。ただし、議長が必要と認めるときは、会議に諮った上公開しないことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、新たに設置される鶴岡市の区域ごとの担当部署において処理する。

(委任)

第9条 この協議に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この協議は、平成17年10月1日から施行する。

合併後の概況

合併後 4 ヶ月余りが経過したところであるが、概略的には概ねスムーズに行政運営が進められている。

1 合併後の業務の状況

(1) 窓口業務

合併前の町村役場であった各庁舎で住民サービスに関わる窓口機能を引き続き担っており、サービスの低下をきたすことなく業務が執行されている。

また、戸籍の届出、諸証明申請等の手続きが本所、各庁舎で共通して可能となつたため、居住地にとどまらず手続きのための来庁があるなど、市民にとっての利便性が向上している。

(2) 組織機構

基本的に合併前の各市町村の組織を引き継いだ組織としており、当初の年度計画に沿って業務が執行されている。

また、管理的部門を中心に、新市で一元化され業務増となった事務については、庁舎職員の本所兼務によって、業務執行に支障が出ないような体制がとられている。

(3) 予算編成

統一した編成方針を立て、本所及び各庁舎ごとの予算要求をもとに、厳しい財政状況を踏まえ事業の見直しも行いつつ、予算の編成作業を続けており、3 月定例会への予算案提出に向けて詰めの作業を行っている。

2 市民からの問合せの状況

住所表示の変更について、合併直後においては、問い合わせがあったが、現在はほとんどなくなっている。

このほか、総合相談室には、市長との定期懇談会の要望、施設の利用等に関する相談などが寄せられた。

3 事務事業調整の状況

約2,500項目の調整項目のうち、「合併まで調整」とした1,200項目については合併前に調整を済ませており、「経過措置」とした700項目のうち平成18年度当初から実施するものについては、平成17年中に調整を終え、来年度予算案に反映させることとしている。

4 議会の状況

市議会12月定例会での合併に関連して、次のような質問があった。

- 新市建設計画の取組みについて
- 「住民と行政が遠くなるのでは」という不安全感への対応について